H22.11.1 配信

【ABC 消費者情報 Vol.32】

■台風で不安をあおる点検商法

瓦がずれており、台風がきたら大変なことになるなどと不安をあおり、屋根工事などを勧誘する点検商法に関する相談が寄せられています

■事例

〇業者が自宅を訪れ、「瓦がずれている」「台風がきたら雨漏りする。瓦が飛んで近所に迷惑」などと言われ屋根工事を契約したが工事がずさん（吉野地区）

〇屋根に上がった業者が、手作業で瓦洗浄を行うと言って作業を行ったが、わずかな時間で終わり、契約書の内容とも違い不審だ（中央地区）

〇業者が「近所の屋根工事中、お宅の瓦も危ないと気づいた」と言って訪問し、勧められるがまま次々に瓦止めや塗装工事を契約してしまった（伊敷地区）

■アドバイス

〇台風が接近する中、不安をあおりその場で契約を迫る手口です

〇近所も工事をしているなどと勧誘されても安易に契約しないようにしましょう

〇その場で契約せず、工事の必要性や料金などを他の業者にも確認しましょう

〇一度契約すると、次々と他の契約を迫られる場合もあります

〇契約書面を受け取ってから８日以内ならクーリング・オフできます

契約書面が不明確な場合や契約書を渡されていない場合も消費生活センターにご相談ください

【問合せ先】　鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話　099-258－3611